平成２６年（フ）第３３１号
静岡県磐田市神増10番地６
破産者　被相続人亡南早苗相続財産
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
京都市下京区東中筋通五条上ル天使突抜２丁目394―２濱野ビル３Ｆ
破産者　有限会社きもの本舗染寿苑
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４８８号
京都府八幡市下奈良上ノ段10番地１、商業登記簿上の本店所在地京都府長岡京市神足雲宮８番地の１
破産者　有限会社みどり住設
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
岡山県玉野市宇野４丁目21番７号、旧住所岡山県玉野市和田６丁目７番13号
破産者　赤木　勝治
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７８号
岡山市南区築港ひかり町３番12号
破産者　山口　一仁
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２号
愛媛県新居浜市久保田町１丁目８番32号
破産者　株式会社アール・ド・ビブレ
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第６号
高知県高岡郡津野町杉ノ川甲212番地
破産者　有限会社斉藤建設
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所須崎支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８号
神奈川県大和市下鶴間655―３フォーブル須永107、住民票上の住所相模原市南区鵜野森３丁目１番22号
破産者　石井　妙子
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第７４号
栃木県栃木市野中町851番地１、前住所神奈川県川崎市多摩区菅北浦２丁目25番14号　メゾン稲田堤　102
破産者　臼井　隆男
１　決定年月日　平成27年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２３４号
仙台市宮城野区萩野町３―８―19　京急仙台プラザ412号、住民票上の住所仙台市青葉区葉山町12番６号
破産者　齊藤こずえ
１　決定年月日　平成27年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
宮城県黒川郡大和町吉岡字道下26番地の３
破産者　早坂　健一
１　決定年月日　平成27年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
宮城県黒川郡大和町吉岡字道下26番地の３
破産者　早坂ヨシ子
１　決定年月日　平成27年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
山形県鶴岡市三瀬己381番地の94、開始決定時の住所山形県鶴岡市三瀬字横町381番地72
破産者　田嶋　鉄子
１　決定年月日　平成27年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第３６号
山形県鶴岡市三瀬己381番地の94、開始決定時の住所山形県鶴岡市三瀬字横町381番地72
破産者　田嶋　勝久
１　決定年月日　平成27年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第２５６号
群馬県伊勢崎市羽黒町30―16、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1491番地２
破産者　品川　湛志
１　決定年月日　平成27年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９３号
群馬県伊勢崎市波志江町4431番地４　スカイピュア403
破産者　木村　孔紀
１　決定年月日　平成27年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１３号
群馬県伊勢崎市除ケ町330番地１　ＭＴヒルズＡ202
破産者　竹田アルバロノブイチこと　タケダ　アルバロ　ノブイチ（ＴＡＫＥＤＡ　ＡＬＶＡＲＯ　ＮＯＢＵＩＴＩ）
１　決定年月日　平成27年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３７８号
さいたま市見沼区大字風渡野344番地５　クリサンセマム参番館101号
破産者　姫野　佐和
１　決定年月日　平成27年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係